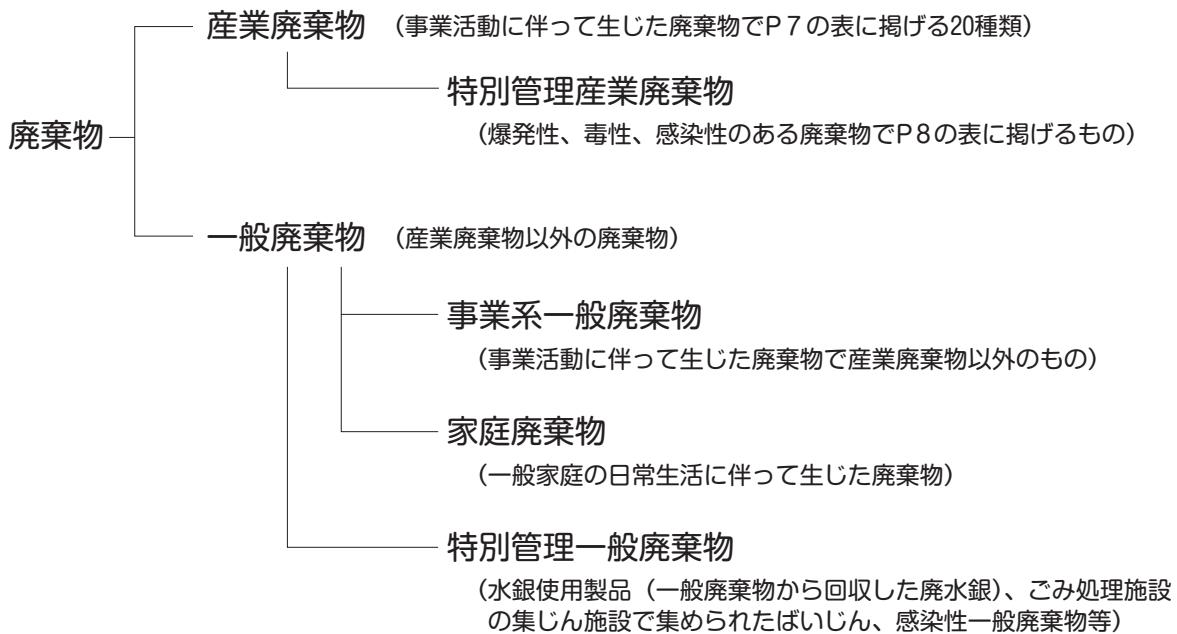


④ 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった物のことで、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに分けられます。

さらに、爆発性や毒性、感染性等を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に区分されます。（法第2条）

－廃棄物の分類－



なお、次のものは廃棄物処理法で対象としている廃棄物ではありません。

①港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。

②漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。

③土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

注

廃棄物かどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。したがって、例えばコンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。（この場合、再生したとしても有効利用されるもののみが各種の基準を満たし、有価物と判断されます。）

(1) 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	代表例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃掃出物
	2 汚泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの 浄水場の沈殿池汚泥
	3 廃油	廃動植物性油（廃魚油、廃ラード、廃天ぷら油、その他の食用油） 廃鉱物性油（エンジンオイル、廃潤滑油、廃切削油、タールピッチ類）
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せつけん液（水素イオン濃度指数（pH）12.5未満のもの）
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品、石膏ボード
	10 鉱さい	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鉄物砂、不良鉱石
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガの破片その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの 製本業、印刷物加工業に係るもの
	14 木くず	<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業に係るもの 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） <p>※ 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずの場合、事業活動に伴って生じたものは、業種にかかわらず、すべて産業廃棄物に該当する。</p>
	15 繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず。
	16 動植物性残さ	食料品・飲料製造業、医薬品製造業又は香料製造業、飼料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業に係るものに限る。
	19 家畜の死体	畜産農業に係るものに限る。
20 令第2条第13号廃棄物		上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

(2) 特別管理産業廃棄物

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります。(P45参照)

特別管理産業廃棄物の種類

廃油	事業活動に伴って排出される揮発油、灯油若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油で、引火点70°C未満のもの
廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される使用済みの注射針など、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCBを含む廃油
	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ汚泥、木くず及び繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類
	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。） ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及び除去工事に用いられたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿及び集じんフィルターなど
	・政令で定める施設において生じたもので判定基準に適合しないもの ・廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻並びに特定施設を有する工場又は事業所において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらの処理物で、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの（P68参照） ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設又は蒸留施設を有する工場又は事業所から排出されるもので、ジクロロメタン等を一定濃度以上含むもの
	鉱さい及びその処理物 判定基準に適合しないもの及び鉱さいを処分するために処理したもののうち、判定基準に適合しないもの
	・政令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンの廃溶剤（含有量の如何にかわらない） ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設から排出されるもの

特別管理産業廃棄物の判定基準（規第1条の2）

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ）(mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）(mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ）(mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）(mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ）(mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）(mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀	0.005 ¹⁾	0.05 ¹⁾	0.005 ¹⁾			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB			(廃油:0.5mg/kg)			0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロパン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 ²⁾	5 ²⁾	0.5 ²⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算) ⁴⁾	3ng/g ³⁾	100pg/L ³⁾	3ng/g ³⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

* 1) 燃え殻及びその処理物は除外
2) ばいじん及びその処理物に適用

3) 鉱さい及びその処理物は除外

4) H12. 1.15において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉については、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行う場合は基準を適用しない。(平成15年3月3日環境省令第2号附則第2条)